

第 2 5 号 議 案

新宿区道路占用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区道路占用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例

新宿区道路占用料等徴収に関する条例（昭和 28 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「13,500」を「16,200」に、「21,000」を「25,200」に、「28,500」を「34,200」に、「7,720」を「9,260」に、「12,400」を「14,800」に、「17,000」を「20,400」に、「1,040」を「1,240」に、「130」を「150」に、「66」を「79」に、「10,700」を「12,800」に、「7,140」を「8,560」に、「21,900」を「26,200」に、「105,900」を「127,000」に、「19,400」を「23,200」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「250」を「300」に、「440」を「520」に、「660」を「790」に、「1,040」を「1,240」に、「1,390」を「1,660」に、「2,120」を「2,540」に、「2,890」を「3,460」に、「4,980」を「5,970」に、「7,140」を「8,560」に、「14,200」を「17,000」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「14,800」を「17,700」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「19,400」を「23,200」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「53,500」を「64,200」に、「39,900」を「42,500」に、「18,800」を「19,800」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中「730」を「870」に、「105,900」を「127,000」に改め、同表道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「105,900」を「127,000」に、「17,600」を「21,100」に、「730」を「870」に、「1,066,400」を「1,279,600」に、「539,200」を「647,000」に改め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工作物の項中「33,300」を「34,500」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料置場の項中「30,200」を「36,200」に、「9,120」を「10,900」に、「70,300」を「84,300」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設の項中「19,400」を「23,200」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区道路占用料等徴収に関する条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路の占用料の額を改定する必要があるため